# 第84回 周防大島町農業委員会総会

- 1 開催日時 令和4年11月15日(火)午前9時30分から
- 2 開催場所 久賀庁舎 3階 大会議室
- 3 出席農業委員 (13人)
  - 1番 川地 守
  - 2番 宮城 惠子
  - 3番 瀬川 一郎
  - 5番 沖村 和哉
  - 4番 小栁 貴史
  - 7番 中原 賢
  - 8番 大谷 正樹
  - 9番 宮本 平
  - 10番 田中 豊文
  - 11番 角井 雅之
  - 12 番 袴田 光夫
  - 13 番 安本 貞敏
  - 14番 廣岡 隆義(会長)
- 4 欠席農業委員 (1人)
  - 6番 星出 栄一
- 5 出席要請農地利用最適化推進委員 (0人)
- 6 欠席農地利用最適化推進委員 (0人)

### 7 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

議案 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案 第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

審 査 会1 農振法に基づく農用地利用計画変更(随時変更)について

報告事項1 公共事業の施工に伴う農地転用通知について

報告事項2 農地法第18条第6項の規定による通知

(賃借の合意解約) について

報告事項3 農地現況証明願による現況証明について

報告事項4 許可申請取下申出書について

その他 諸連絡

#### 8 農業委員会事務局職員

 事務局長
 行田
 一生

 書記
 市川
 貴志

書記 小田 康雄

書記 泉口 洸平

事務局長

定刻となりましたので、只今より第84回周防大島町農業委員会総会を開会いたします。最初に廣岡会長よりご挨拶をお願いいたします。

議長

おはようございます。先週までは山で仕事をしていると汗をかく雰囲気でしたけどやっとのことで冬、まあ秋らしくなったと思います。特に気温が下がらないからミカン農家から言うと今年不作でちょっと大玉が多いから色がつくのか懸念されていましたけど、どうにかなるのかなというのが今からの期待をするところです。

本日の附議事項は、議案2件、審査会8件、報告事項11件、その他諸連絡となっております。慎重審議のうえ、決定をいただくようお願い申し上げます。それでは、本日の出席者についてご報告いたします。在任する農業委員総数は14名、本日の出席委員13名、欠席委員1名、本日出席要請をした農地利用最適化推進委員は0名であります。よって、農業委員は過半数の出席ですので、周防大島町農業委員会会議規則第8条の規定により、総会は成立をしております。次に、議事録の署名人を指名いたします。本日の議事録署名人は、農業委員8番大谷委員と、9番宮本委員によろしくお願いいたします。それでは議事に入ります。日程1、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてですが、私の担当議案ですので、議事の進行を川地職務代理と交代します。

職務代理

それではNo.1について、事務局より説明をお願いします。

事務局

はい。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、No.1、申請 人、譲受人、周防大島町東安下庄●●●●、譲渡人、山口県岩国市●●●●、 申請地、大字東安下庄、字清木、地番●●●、地目畑、面積 259 m<sup>2</sup>です。 契約の内容につきましては、贈与による所有権の移転です。経営面積は、現 在 0 m<sup>2</sup>、取得後は 259 m<sup>2</sup>です。その他参考としまして令和 4 年 1 0 月 1 4 日 住宅に付属する農地の指定を受けております。それでは、農地法第3条第2 項各号の事項について説明します。議案説明資料は、1ページから5ページ をご覧ください。本事案については、住宅及び農地を併せて譲り渡したいと いう譲渡人の要望に対し、住宅に付属する農地の指定を受けた農地を取得し て、柑橘を中心に果樹、野菜などを栽培することを計画している譲受人が応 えようとするものであります。まず、第1号の全部効率利用要件については、 営農計画書の農機具の保有状況や、労力の確保方法、作目及び利用計画から みて、権利取得後、農地を効率的に利用すると考えます。次に第2号の農地 所有適格法人以外の法人が権利を取得する規定については、今回は個人です ので該当しません。次に第3号の信託の引受けによる権利取得についても該 当しません。次に第4号の農作業常時従事要件ですが、本人の従事日数から 見て、耕作に必要な日数について従事すると判断されます。次に第5号の下 限面積要件ですが、住宅に付属する農地として指定した面積のため、本町の

下限面積 30a 未満ですが問題はないと考えます。次に第6号の転貸禁止要件についても該当しません。次に第7号の地域調和要件ですが、肥培管理を行い、自家消費用として柑橘及び野菜の生産を行う計画であるため、周辺農地の効率的かつ、総合的な農業利用に支障は生じないと考えます。次に住宅に付属する農地の別段面積取扱基準第5条に係る提出書類ですが、1号の住宅に付属する農地指定申請書、2号の権利取得農地を3年間以上継続して耕作する旨の誓約書、3号の申請地の登記全部事項証明書、4号の住宅の登記全部事項証明書、5号の住宅の権利取得が確認できる売買契約書の写し、第6号その他の資料として住民票がそれぞれ提出されており、問題ないと考えます。以上のことから農地法第3条第2項各号には該当せず、また、住宅に付属する農地の別段面積取扱基準第5条の提出書類もそろっているため、許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

職務代理

引き続きまして、地区担当の14番廣岡委員から、その後の補足説明などがありましたらお願いいたします。

14番

先ほど事務局から報告があった通りこの案件は先月住宅に付属する農地とし ての審議をいただいて許可をいただいた案件です。この12日に國司推進委 員と二人で岡本さんに面談をし状況を確認しながら現地確認させていただき ました。この前の時もご報告申し上げましたけど弟さんからお姉さんに対し ての贈与でこの案件は進んでおります。家そのものは以前おばあさんが住ん でおったところをそのまま家に住んでいるみたいです。こちらに大島に戻っ てこられて1年というような状況でした。その状況を踏まえて現地確認をし ましたけれどあれから草が生えているというのが気にはなりました。基本的 にミカンが植わっていて先月も申し上げた通り樹勢はよかったです。空地ス ペースにまだまだ草が出ている、このままではイノシシ被害を受けるから対 策がないとこれはえらいよという話はさせてもらいました。機械そのものは 草刈り機ぐらいしかもっていませんから耕運をするのを人間の力でするのは 非常に厳しいもので小さな管理機みたいなのを買ったらという話をさせても らいましたけれども、それは頑張りますというような要件でした。その状況 を踏まえて野菜を作るというよりはどちらかというと果樹をやりたいという のが本人の話です。有機無農薬でやりたいという話もありましたからミカン をやるならミカンバエがあるからそれは難しいよとミカンバエの被害を受け ないような果樹を植えたらという話はさせてもらいました。いずれにしても 意欲はある方です。ただその資材をお持ちでない、技術もお持ちでないその 関係もありましたから國司委員と二人で営農塾か帰農塾かで農業の基本的な 知識を持っておいたほうがいいよという話をさせてもらっています。来年4 月以降の営農塾か帰農塾を受講される体制をとったらという指導をさせてい ただきました。農業に対する意欲はあるということを踏まえてまあ妥当では ないかと思っています。今回の譲渡に伴い法務局への登記が必要になります けどそのために農業委員会の許可がいるという指導を受けて先月の住宅に付属する農地としての指定、今回の譲渡に関する許可を取る事務処理をしているようです。ですから妥当な取り組みはされるのだろうと思っています。根本は技術の問題で来年以降取り組みをする、技術研修がいるのだろうという状況の方です。以上です。

職務代理

ただいまの事務局及び担当委員の説明で、ご質問などがありましたらお願い します。よろしいですか。ご質問も無いようですので採決をいたします。本 件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

#### (挙手全員)

挙手全員であります。よって本件を許可することに決定いたします。それで は議事の進行を廣岡会長に戻します。

議長

続いて、日程2、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、 事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、№1申請人、周 防大島町油良●●●●、申請地、大字油良、字於井手、地番●●●●、地目 畑、面積345㎡他1筆合計893㎡です。事業計画、用途等については農家住 宅です。続いて許可基準について説明します。資料は、5ページから10ペー ジをご覧ください。まず、立地基準についてご説明します。農地の区分は、 役場日良居出張所から南東に約1.4kmの位置にあり、過去に公共投資の対象 となっていない第2種その他の農地に該当します。次に、一般基準について ご説明します。まず、転用の目的との適合性についてですが、申請者は町内 に在住する個人です。現在の住居が老朽化しているため、申請地に農家用住 宅を建築し、現在の住居については倉庫として利用する計画であります。次 に事業実施主体の資力及び信用についてですが、銀行の預金残高の写しが添 付されており、事業の実施に必要な予算を確保していると考えます。次に転 用の妨げとなる権利を有する者の同意についてですが、申請地は利用権など の権利設定は無く、該当がありません。次に遅滞なく、転用目的に供するこ との確実性についてですが、許可後1年以内に完了の予定であり確実である と考えます。次に行政庁の許可、認可等の処分の見込み、協議の状況等につ いてですが、該当がありません。次に一体利用地の確保の見込みについてで すが、該当はありません。次に計画面積の妥当性についてですが、事業計画 書及び土地利用計画図、施設計画図から判断し、必要かつ妥当な転用面積で あると考えます。次に周辺農地等の営農条件への支障についてですが、被害 防除計画書から判断し、日照、通風、排水等、周辺農地の営農条件への支障 については発生しないものと考えます。以上の事から農地転用の許可要件は 満たしていると考えます。説明は以上です。

議長

引き続きまして、地区担当の11番角井委員から、その後の補足説明などがありましたらお願いいたします。

11番

こちらの農地につきましては写真では樹園地のようになっているんですけど 現況は野菜畑です。先日推進委員さんと上田さんに話を伺った限りでは今の 家がシロアリでボロボロになってリフォームとかいうのもなかなかしんどく て、もう建て替えたいというのがまず第一にあるようでした。この方は熱心 な方で建て替えてまたがんばるんだという感じでしたので、後ろの方も作業 場兼物置と書いてあるように家から直で行って作業ができるようにされたい のかなというところです。転用に関しても引き続き熱心に耕作されるのに必 要なことなのかなという印象です。以上です。

議長

ただいまの事務局及び担当委員の説明で、ご質問などはございませんか。ご 質問なども無いようですので採決をいたします。本件を許可することに賛成 の方は、挙手をお願いいたします。

#### (挙手全員)

挙手全員であります。よって本件を許可することに決定いたします。 続いて、日程3、審査会1、農振法に基づく農用地利用計画変更(随時変更) について、事務局より説明をお願いします。

事務局

はい、審査会1、農振法に基づく農用地利用計画変更(随時変更)について No.1 所有者、事業主体、大阪府大東市●●●●、申出地、大字和佐、字吉平、 地番●●●●、地目田、面積 1、289 m²のうち 193 m²、変更区分は除外、事 業計画は敷地拡張です。それでは、申請の経緯及び変更の基準についてご説 明いたします。資料は10ページから16ページをご覧ください。対象の農地 区分は、役場東和総合支所から北東に約 2.1km に位置する、過去に公共投資 の対象となっていない第2種農地その他の農地に該当いたします。申出者は 町外に住所を有する個人です。平成 17 年に申出者の親が家を建築した際に 一部農地内へ建物を建築したことによる無断転用案件となります。そのため 本申請と、今後の転用申請にて無断転用状態を是正しようとするものであり ます。変更基準ですが、まず、対象の農地を農用地等以外の用途に供するこ とが必要かつ適当であり、農用地区域以外の区域内の農地をもってかえるこ とが困難であるか(代替性がないかどうか)についてですが、17年前より自 己用住宅として使用されており、今後も同様に活用しようとするものです。 事業計画や土地利用計画から、確実に事業を実施する見込みがあり、他に代 替地はないと考えられます。次に対象の農地の用途区分を変更することで農 用地の集団化や作業効率、その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないかについてですが、申請地は町道と町有地に接した二辺非農地となっており、土地利用計画図からも集団農地の縁辺部に位置しているため、農地の集団化や作業効率、農地の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れはないと考えられます。次に、農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む担い手に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないかについてですが、認定農業者等による農用地の利用の集積はなく、支障はないと考えられます。次に農用地区域内の農業用用排水路や農業用道路等の土地改良施設利用に支障を及ぼすおそれがないかについてですが、水路や道路等の加工はしないため、支障はないと考えられます。次に農業生産基盤整備事業の工事が完了した年度の翌年度から起算して8年を経過した土地であるかについてですが、当該農地は、過去に公共投資の対象となっていません。以上のことから、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号に基づく、計画の変更に必要な要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長

引き続きまして、地区担当の8番大谷委員から、その後の補足説明などがありましたらお願いいたします。

8番

10日に現場を見に行ったのですけどちょうど本人がいてお話を聞くことが できました。これは何年も前から庭みたいな感じになっておったようです。 もともとは奥と一枚続きの畑だったそうです。17年に建てるときに分筆し て宅地に変えて建ったのですけど、この土地自体はもともと一枚で道路より 低かったので分筆して宅地に変えるときに宅地の部分と今回13ページの地 図でいう赤い農地だったところなんですけど、そこを造成して奥より一段高 くなっています。建てるときにはお父さんが元気になったときに家のすぐそ ばで畑がちょっとでもできればということでこのL字形の所を農地として残 したらしいのですけど。設計ミスか何かで結局建てたときに家がちょっとは み出ている。そうなってしまったということを息子さんは知らなかったらし い。お父さんが亡くなって相続登記をしようとしたときに今回わかって登記 ができないので農地転用したいということで申請が出ている。この申請が農 振から外れたらすぐ宅地転用の申請がでると思います。すぐ下の段は町の水 道用地で水道の施設はほとんど使われていないのでちょっと荒れ地のような 感じになっています。奥は草を刈ったり田んぼとなっていますけど畑として 使っているみたいでした。以上です。

議長 ただいまの事務局及び担当委員の説明で、ご質問などはございませんか。

(質問等なし)

ご質問なども無いようですので採決をいたします。本計画を変更することに 賛成の方は、挙手をお願いいたします。

## (挙手全員)

挙手全員であります。よって、本計画の変更は適当である旨の回答することに決定いたします。続いて、№2について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

はい、審査会1、農振法に基づく農用地利用計画変更(随時変更)について №.2 所有者、山口県岩国市●●●●、事業主体、広島県広島市株式会社●●  $\bullet \bullet$ 、申出地、大字西屋代、字田中、地番 $\bullet \bullet \bullet \bullet$ 、地目畑、面積 1, 418 ㎡、 他二筆、合計面積は1,700㎡、変更区分は除外、事業計画は太陽光発電設備 です。それでは、申請の経緯及び変更の基準についてご説明いたします。資 料は17ページから21ページをご覧ください。対象の農地区分は、役場大島 総合支所から南東に約528mに位置する、過去に公共投資の対象となってい ない第2種農地に該当いたします。申出者は町外に住所を有する個人で、遠 方に住んでおり、農地としての管理が困難なため、将来需要が見込まれる太 陽光発電設備を設置する計画となります。変更基準ですが、まず、対象の農 地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であり、農用地区域以 外の区域内の農地をもってかえることが困難であるか(代替性がないかどう か) についてですが、町外に居住している個人で、遠方で管理が困難である ため、自己所有地を売買し、太陽光発電施設を設置しようとするものです。 事業計画や土地利用計画から確実に事業を実施する見込みがあり、事業規模 に必要な面積や規模を鑑みて他に代替地はないと考えられます。次に対象の 農地の用途区分を変更することで農用地の集団化や作業効率、その他土地の 農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないかについてで すが、申出地は西側を学校敷地に、南側を町道に面した二辺非農地となって おり、集団農地の縁辺部に位置しているため、農地の集団化や作業効率、農 地の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れはないと考えられます。次 に、農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む担い手に対す る農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないかについてですが、認定 農業者等による農用地の利用の集積はなく、支障はないと考えられます。次 に農用地区域内の農業用用排水路や農業用道路等の土地改良施設利用に支障 を及ぼすおそれがないかについてですが、水路や道路等の加工はしないため、 支障はないと考えられます。次に農業生産基盤整備事業の工事が完了した年 度の翌年度から起算して8年を経過した土地であるかについてですが、当該 農地は、過去に公共投資の対象となっていません。以上のことから、農業振 興地域の整備に関する法律第13条第2項各号に基づく、計画の変更に必要 な要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長

引き続きまして、地区担当の1番川地委員から、その後の補足説明などがありましたらお願いいたします。

1番

この畑は何年か前農地銀行に登録されていて、私が実際見に行って確認をさ せてもらった土地です。その後毎年年に一回草刈りはされており、年一回し かやらないのでかなり草が繁茂しているのですが、一応年一回は草刈りをし ていました。私がちょっとあれかなと思ったのは、18ページの所に学校の 文と書いてありますがこの●●●●番地、ここがバックネットになっていま す。バックネットが5,6メートルしかなくてここがホームベースなのでど うしても子供たちがファールボールを打つ。かなりボールがここに入るとい うのが懸念されるところでありますが確認したところ学校と業者が協議して また調整をするという話になっています。それと水路は触らないということ でここが切り替えの水路になっておりまして、2か所に行くようになってい ましたが利用者にも確認して触らないならいいですよと確認はとれていま す。あとは倉庫がここに建っているんです。20ページを見てもらうといい んですが右側の所に駐車場1,2というのがありますがここへ倉庫が建って いるんですがこれを誰かにもらってくれという話になっていますがここは撤 去されると聞いています。資材の搬入ですが道幅が2mちょっと2m70く らいしかないので軽トラで運ぶと聞いていますので桜の木等生えております が支障がないと思われます。説明は以上です。

議長

ただいまの事務局及び担当委員の説明で、ご質問などはございませんか。田中委員。

10番

一点だけ確認なんですが20ページの平面図で線が囲ってあるんですがこれがフェンスだろうと思うんですが、これがフェンスであるのかどのくらいの規模、高さとかどういったフェンスになるのかその辺もしわかれば教えていただきたい。

事務局

フェンスについてですがこの太陽光の図面にフェンスもあってさらに水路の 所、学校の敷地の所にもフェンスがあるということでボールとか飛んでくる ところは学校のフェンスで対応するというところです。飛んだ時にボールと かどうするかというところは学校と事業主体とで協議してというところで す。

10番

ボールというよりは学校との関係ではなくて、管理上のことでこのフェンスが農地をいっぱいに囲っているわけではなくて太陽光パネルに沿ってという形になっているんでこれがどういうフェンスになるのかというのと周辺も含めてこのフェンス外も含めてどういう風な管理をされるのかというのがわか

らないので。きちっと管理されるのならいいんですが。まずはフェンスがどういうものなのかそこがわかればと思ったのですが。

事務局

図面にあるフェンスですが一般的に高さが 1.5m程度のフェンスで太陽光に 設置してあるフェンスということでとらえていただければと思います。管理 については事業主体の方で草刈り等されると聞いています。

10番

この件については特に申請の段階で確認はされていないということですか。

事務局

高さが何mというところまでは確認していないので一般的なフェンスを設置するというところまでです。

議長

他にご質問があればお願いします。宮城委員。

2番

今の一般的なというのはちょっと考えた方がいいんじゃないかなと思うのは中学校の横ですよね。これはちょっと危機管理能力に欠けるのではないか。少し事務局のお話でピッと来たのはここしか場所がないということはないですよね、探せばあると思います。中学校の横にこういう施設を置くということはそれなりに私たちとしたら子供たちを守る意味でも災害時にも備えてあるかということの確認は必要ではないかと思いますけどどうでしょうか。

事務局

宮城委員からのお話で安全管理についてというところですが事業主体と学校 で協議、安全対策というのは十分満たしたうえでの設置というところですの でその予定でご理解いただけたらと思います。

2番

わかりました。そうしたら中学校側ということは町ですよね。町と管理者との話し合いができているという確認でよろしいですか。なにかあったときは町が面倒見る。そうですよ結局。農業委員はあまり関係ないけど。農業委員としたら手上げてはい、いいですっていうことをするということは私たちにも責任があるということですよね。ここのところは町と議員の田中委員さんもいらっしゃるから、町と管理者との話し合いでそこのところはクリアですということでよろしいですか。わかりました。

議長

他にご質問がありましたらお願いします。

(質問等なし)

ご質問なども無いようですので採決をいたします。 本計画を変更することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

#### (举手多数)

挙手多数であります。よって、本計画の変更は適当である旨の回答することに決定いたします。続いて、№3について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

はい、審査会1、農振法に基づく農用地利用計画変更(随時変更)について No.3 所有者、周防大島町西屋代●●●●、事業主体、東京都杉並区●●●●、 申出地、大字戸田、字皆地、地番●●●、地目畑、面積 224 m<sup>2</sup>、変更区分 は除外、事業計画は自己用住宅です。それでは、申請の経緯及び変更の基準 についてご説明いたします。資料は21ページから27ページをご覧くださ い。対象の農地区分は、役場沖浦出張所から南東に約1.0kmに位置する、 過去に公共投資の対象となっていない第2種その他の農地に該当いたしま す。申出者は町内に住所を有する個人で、事業主体より自己用住宅を建築す るため、住宅、倉庫、駐車場4台を整備する計画です。変更基準ですが、ま ず、対象の農地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であり、 農用地区域以外の区域内の農地をもってかえることが困難であるか(代替性 がないかどうか) についてですが、事業主体者は、休耕中となっていた申出 者の農地を、住宅、倉庫、駐車場4台に整備する計画によるものです。事業 計画書及び計画平面図から本事業が必要かつ適当であると考えます。また、 事業規模や内容から他に代替性はないと考えます。次に対象の農地を計画か ら除外することで農用地の集団化や作業効率、その他土地の農業上の効率的 かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないかについてですが、申請者は 西側の宅地と接した土地の縁辺部であり、農地の集団化や作業効率、農地の 効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れはないと考えられます。次に、 農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む担い手に対する農 用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないかについてですが、認定農業 者等による農用地の利用の集積はなく、支障はないと考えられます。次に農 用地区域内の農業用用排水路や農業用道路等の土地改良施設利用に支障を及 ぼすおそれがないかについてですが、水路や道路等の加工はしないため、支 障はないと考えられます。次に農業生産基盤整備事業の工事が完了した年度 の翌年度から起算して8年を経過した土地であるかについてですが、当該農 地は、過去に公共投資の対象となっていません。以上のことから、農業振興 地域の整備に関する法律第13条第2項各号に基づく、計画の変更に必要な 要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長

引き続きまして、地区担当の3番瀬川委員から、その後の補足説明などがありましたらお願いいたします。

さんに話を伺ってきました。ここは3年前まで所有者のおばあさんが管理して作っていたところ亡くなられて、お母さんはそこを管理する時間もなくて今は草ぼうぼうの状態です。今度家を建てる事業主体はもともと岩国の出身で、東京で定年になって今後、海の見えるところに家を建てて住みたいと考えていて土地を探していたところ、知り合いの人からここを紹介されて所有者も管理して家を建ててくれるのなら、ということでこの話が決まったそうです。以上です。

議長 ただいまの事務局及び担当委員の説明で、ご質問などはございませんか。

(質問等なし)

ご質問なども無いようですので採決をいたします。 本計画を変更することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、本計画の変更は適当である旨の回答をすることに決定いたします。

続いて、No.4についてですが、本案件は瀨川委員に関係のある案件ですので、 農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づき、議事に参与することが できません。瀨川委員につきましては、一旦退室をお願いいたします。 (瀨川委員退室)

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

はい、審査会 1、農振法に基づく農用地利用計画変更(随時変更)について № 4 所有者、周防大島町小泊●●●、事業主体、周防大島町和田●●●、申出地、大字和佐、字末通、地番●●●、地目田、面積 669 ㎡、他一筆、合計面積は 1,376 ㎡、変更区分は除外、事業計画は資機材置場等です。それでは、申請の経緯及び変更の基準についてご説明いたします。資料は 27 ページから 32 ページをご覧ください。対象の農地区分は、役場東和総合支所から北東に約 2.2km に位置する、過去に公共投資の対象となっていない第 2 種農地その他の農地に該当いたします。申出者は町内に住所を有する建設業を営む個人で、業務のための倉庫敷地及び資材置場、工事用車両置場として活用する計画であります。なお、本事案はすでに前述の目的で一部活用されている違反転用案件となります。変更基準ですが、まず、対象の農地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であり、農用地区域以外の区域内の農地をもってかえることが困難であるか(代替性がないかどうか)について

ですが、所有者は町内に在住している個人で建設業を営んでいます。資材置 場、工事用車輌置場として使用されており、今後資材倉庫も併せて活用しよ うとするものです。事業計画や土地利用計画から、確実に事業を実施する見 込みがあり、他に代替地はないと考えられます。次に対象の農地の用途区分 を変更することで農用地の集団化や作業効率、その他土地の農業上の効率的 かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないかについてですが、申出地は 宅地、県有地と接した土地の縁辺部となっており、農地の集団化や作業効率、 農地の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れはないと考えられます。 次に、農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む担い手に対 する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないかについてですが、認 定農業者等による農用地の利用の集積はなく、支障はないと考えられます。 次に農用地区域内の農業用用排水路や農業用道路等の土地改良施設利用に支 障を及ぼすおそれがないかについてですが、水路や道路等の加工はしないた め、支障はないと考えられます。次に農業生産基盤整備事業の工事が完了し た年度の翌年度から起算して8年を経過した土地であるかについてですが、 当該農地は、過去に公共投資の対象となっていません。以上のことから、農 業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号に基づく、計画の変更に 必要な要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長

引き続きまして、地区担当の8番大谷委員から、その後の補足説明などがありましたらお願いいたします。

8番

これも10日に現場を見に行ってきました。持ち主が○○○○さんのお父さ んでちょっと具合が悪いということで話は○○○○さんに聞きました。この 土地はもともとお父さんが元気なころ何年も草刈りだけを、年間何回か周り に迷惑なので草刈りだけをしていたという畑で何も作っていない畑でした。 一昨年ごろからもう刈れないのだけどどうしようかとなったときにこの事業 主体が資材置き場、ダンプとか重機とか置くのにあちこち和田の農道の上と か逗子ケ浜の端の方に狭い資材置き場があるにはあるのですけど、手狭なの でどこか探していて、ここをだれか作ってくれないかとお父さんお母さんも 考えていたらしいんですけど。○○○○さん本人は戸田で牛を飼っているの で帰ってくることもないということで、ちょうど事業主体が土地を探してい るということでどうだろうかと。もともと何年か前に太陽光をやらないかと いう話があってやろうとしたんですけど農振がかかっているんでできないと 太陽光の会社がやめたところらしいです。事業主体がそれを聞いて売ってく れないかということで。お父さんの元気なうちに登記をしたいということで 早くしてほしいと連絡したところもう現在手前の一筆、道路側の一筆はクラ ッシャーをひいてダンプとか重機を置いているような状態で手前道路側にコ ンテナの倉庫みたいなのをブロックの基礎を作って置いてあるような状態。 奥はもともと草ぼうぼうだったんですけど重機で削ってあるだけの状態。譲 渡の申請をしようとしたところで農振に入っているからできないと司法書士に言われたらしくてどうしようかとなって今回農振を外す申請が出てきてこれが通れば売買の申請をするそうです。農地としては上に2件ほどすぐそばに宅地があり家が建って人が住んでいます。その下の●●さんは荒れ地です。奥に細長い弓なりのもともと畑でなかなかだれか作ってくれと言っても奥深くて手前が結構背の高い木も生えている、南側は荒れている借り手もなかなかおらず、この地区は高齢化が進んで結構周りも荒れているようなところなんで作り手もなくどうしようもないという状態です。以上です。

議長

ただいまの事務局及び担当委員の説明で、ご質問などはございませんか。 角井委員。

11番

私たちが心配することではないのかもしれないですけど、こう住宅がいっぱいあるところでここから本格的に砕石など入れて土砂入れて色んな資材をガチャンガチャンと出したり入れたりして大変にぎやかになると思うんですけどそのあたりは大丈夫なのかなと。農地として使いにくいなというのは率直に思うので何かになるのはもうやむを得ないなとは思うんですけど。その騒音というかにぎやかさ対策かなにかはされるのかなというのは心配なところです。以上です。

事務局

今回すぐ北側に宅地があり住まわれているということなので事業主体に調整、被害防除についてしっかり指導はしていきたいと思います。

議長

他にご質問がありましたらお願いします。

(質問等なし)

ご質問なども無いようですので、採決をいたします。 本計画を変更することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、本計画の変更は、適当である旨の回答をすることに決定いたします。 それでは瀨川委員は入室してください。

(瀨川委員入室)

続いて、No.5について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

はい、審査会1、農振法に基づく農用地利用計画変更(随時変更)について No.5 所有者、東京都杉並区●●●●、申出地、大字西屋代、字片山一、地番 ●●●●、地目畑、面積 681 ㎡、他二筆、合計面積は 3,284 ㎡、変更区分 は除外です。こちらにつきましては現況確認による非農地判断した土地の農 用地区域からの除外です。説明は以上です。

議長

本案件は農地現況証明にて非農地判断をおこなった場所ですので、農業委員からの説明は求めません。ただいまの事務局の説明で、ご質問などはございませんか。

(質問等なし)

ご質問なども無いようですので、採決をいたします。 本計画を変更することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、本計画の変更は、適当である旨の回答をすることに決定いたします。 続いて、№ 6 について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

はい、審査会 1、農振法に基づく農用地利用計画変更(随時変更)について No.6 所有者、周防大島町小松開作●●●●、申出地、大字小松開作、字遠松、●●●●番地、地目畑、面積、1,432 ㎡、変更区分は除外です。こちらにつきましても現況確認による非農地判断した土地の農用地区域からの除外です。説明は以上です。

議長

本案件は農地現況証明にて非農地判断をおこなった場所ですので、農業委員からの説明は求めません。ただいまの事務局の説明で、ご質問などはございませんか。田中委員。

10番

基本的なことを聞いて申し訳ないのですが、この除外の申請は現況確認の事後手続きということでいいですか。素人が考えるとまず除外をしてそのあと現況確認をするのかなと思ったんですけど。そうでなくてこれはもう終わっているということでいいんですかね、現況確認が。

事務局

そうです。現況確認はもう済んでいます。

10番

例えば現況確認をして非農地で地目変更するというときはそれも除外済んで いなくても先にできる、除外は後で事後処理でいいのですか。 事務局

手続き的には同時進行で構わないというところです。

議長

他にご質問がありましたらお願いします。 (質問等なし)

ご質問なども無いようですので、採決をいたします。 本計画を変更することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、本計画の変更は、適当である旨の回答をすることに決定いたします。続いて、№.7について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

はい、審査会1、農振法に基づく農用地利用計画変更(随時変更)について No.7所有者、周防大島町油良●●●●、申出地、大字油良、字牛丸木西、●●●●●・地目畑、面積、1,519㎡他6筆合計7,864㎡、変更区分は除外です。こちらにつきましても現況確認による非農地判断した土地の農用地区域からの除外です。説明は以上です。

議長

本案件は農地現況証明にて非農地判断をおこなった場所ですので、農業委員からの説明は求めません。ただいまの事務局の説明で、ご質問などはございませんか。宮本委員。

9番

この件に限った話ではないですけど、変更の理由を詳しく記入するという点で証明書を得るためというので詳しく書いたことになるのかというところを事務局がどう考えているか。ここの変更の理由が審議にどう影響するのか、なんですね質問したいところは。微妙なところでこの理由を持って可決されるか否決されるかというときに本来は詳しく書いておけば余地が生まれるというところなんでしょうけど。自分で出したというのは申請者の判断ということなのでこれはこれでいいんでしょうけど、できるだけ詳しくと書いたのは事務局側なので事務局的にはこれを出されたときにどうなのかなというところです。詳しい、とは。

11番

5番に書いてることとセットにすれば全然わかるんですが。山林化して農地 としては使えなくなったので非農地証明が欲しいという書きぶりになれば。

9番

そのあとどう使うのかとか変更をかけてどういう風に管理していきたいのかということぐらい一言あれば農業委員としても責任もって管理するために変

更が必要なんだと賛同はできますけど。ただただ役場の手続きが必要でその 後どうなるかっていうのもわからないっていうことで、しょうがないねって いうのでは手を挙げるときの心持が変わってくると思います。

2番

書類を出すときにはきっちり書いてもらうところは書いてもらえませんか。 出す意味がないので。でないとこれはみんな各担当者が非農地指定でいいの どうかか見に行っている場所だから担当者がいるので事務局だけではないと 思うんですけど。書類を出されるのは事務局なので事務局の方でちゃんと書 かないところがないように空欄がないようにはしてもらえるほうがいいんじ ゃないですかね。でないとこの書類自体が必要ないものになってしまうから。 これ見てもほとんど書いてないですよね。殴り書きみたいにしてあって。そ れはやっぱりやめてちゃんと書いてくださいというのがいいんじゃないかな と思います。それはできますよね、事務局が受け付けるときにここ書いてく ださいっていうのは。

事務局

宮本委員と宮城委員からのご指摘なんですけど申請についてちょっと簡素化 されすぎているというところがあるという話だと思うんですが、申請を受け 付ける段階でどういった経緯とかもう少し詳しく書いてもらうように指導し ていけたらと思います。

9番

こういうのは詳しく聞いておくことでどういった場所がどういう理由でこういう手続きをしたというのがなんとなく想像つきやすくなると思います。今後の計画とかにこういった土地は使いにくいとかいうのが地図を見ただけでなんとなく判断ができるという。そういうことももしかしたらあるかなと思うので聞けるときには話を聞いておくというのが大事かなと思います。

議長

ちょっと一言だけ、現況確認をさせてもらった担当から言うと、県の農業会議が研修会で来た時に農地であったところが山林化しておるとこは地目変更にして農地から除外した方がいいのではないかという話をしたこともあったかと思います。すでに山林化した土地については事務処理がいって同じような表現にはなるだろうと思います。非農地証明を得るため最終的にはそれを山林として地目変更したいというのが目的になってくるんだろうと思いますからこれ以上の表現ができるかというのはなかなか厳しいかもしれませんけど。いずれにしても先ほど宮本委員からいわれたように判断に困るような案件については細かく書いてもらわないと判断ができないということですからそのあたりについての書き方については事務局側ご留意をお願いします。他に何かご質問がありましたらお願いします。宮城委員。

2番

ちょっと一言だけ言わせてもらいます。申請書っていうのは通してほしいがために書くものですよね。ということはやっぱりこういう書き方だったら通

してもらえないよというのは事務局がちょっとこういうのはちゃんと書いてください、農業委員会に出すとき困りますよっていうのはやっぱりちょっと強行にいうべきで、最近ちょっとみてこういう書類が結構ずさんだなと思うことが多々あるので老婆心ながらそこのところはしてもらってください。お願いします。

議長 他にご質問がありましたらお願いします。

(質問等なし)

ご質問なども無いようですので、採決をいたします。 本計画を変更することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、本計画の変更は、適当である旨の回答をすることに決定いたします。続いて、№.8 について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、審査会1、農振法に基づく農用地利用計画変更(随時変更)について No.8所有者、山口県岩国市●●●、申出地、大字東屋代、字岡田、●●● ●番地、地目畑、面積、3,611㎡他1筆合計3,779㎡、変更区分は除外です。こちらにつきましても現況確認による非農地判断した土地の農用地区域からの除外です。説明は以上です。

議長 本案件は農地現況証明にて非農地判断をおこなった場所ですので、農業委員 からの説明は求めません。ただいまの事務局の説明で、ご質問などはござい ませんか。田中委員。

10番 一点だけ。申請書の1ページ目に代理人というのが書かれてありますけれど 印鑑は申し出者が押しておりますけれどもどちらなんですかね。代理申請な ら代理人の印鑑が抜けている。

事務局 田中委員からのご指摘にありました代理人からの印鑑、こちらが抜けておりましたので代理人から印鑑を押してもらうように対応します。

議長 他にご質問がありましたらお願いします。 (質問等なし)

ご質問なども無いようですので、採決をいたします。

本計画を変更することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、本計画の変更は、適当である旨の回答をする ことに決定いたします。続いて、日程4、報告事項1、公共事業の施工に伴 う農地転用通知について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

はい、報告事項1、公共事業の施工に伴う農地転用通知についてご報告いたします。資料は47ページから50ページをご覧ください。No.1、申請人、借受人、山口県柳井市山口県柳井土木建築事務所、貸付人、周防大島町椋野●●●、申請地、大字椋野、字法輪庵、地番●●●、地目畑、面積1,271㎡、契約の内容は賃貸借による賃借権の設定、事業計画は椋野本川の災害復旧工事、その他参考として、借上期間は令和4年11月1日から令和5年1月31日までです。こちらは工期延伸による借り上げ期間の延長です。報告は以上です。

議長

ただいまの事務局の報告に、ご質問などはありませんか。

(特に質問等がなければ)

特にご質問などが無いようでしたら皆様のご了承をお願いいたします。続いて、日程5、報告事項2、農地法第18条第6項の規定による通知(賃借の合意解約)について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

はい、報告事項2、農地法第18条第6項の規定による通知(賃借の合意解約)についてNo.1申請人、貸付人、周防大島町久賀●●●、借受人周防大島町久賀●●●●、申請地大字久賀、字東神田、地番●●●●、地目畑、面積1,286㎡他6筆合計3,456㎡です。契約内容等につきましては農業経営基盤強化促進法による利用権設定による使用貸借です。期間は令和2年12月25日から令和14年12月24日までの使用貸借権設定です。備考として高齢により耕作困難なため合意による解約です。報告は以上です。

議長

ただいまの事務局の報告に、ご質問などはありませんか。

(特に質問等がなければ)

特にご質問などが無いようでしたら皆様のご了承をお願いいたします。続いて、No.2について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

はい、報告事項2、農地法第18条第6項の規定による通知(賃借の合意解約)について№2申請人、貸付人兵庫県伊丹市●●●、借受人神奈川県大和市●●●●、申請地大字東安下庄、字植松、地番●●●、地目畑、面積691㎡です。契約内容等につきましては農業経営基盤強化促進法による利用

権設定です。期間は平成 29 年 12 月 25 日から令和 8 年 12 月 24 日までの使用貸借権設定です。備考につきましては耕作者死亡による合意解約です。報告は以上です。

- 議長 ただいまの事務局の報告に、ご質問などはありませんか。 川地委員。
- 1番 死亡したら契約は終了するのではないですか基本的には。使用貸借だからなお。賃貸借なら途中物を払うとかも出るけど。死んだ人から合意の印鑑ももらえないし。契約は自動的に下に相続されたりしない。死者の意志はとりようがないので。
- 事務局 使用貸借、無料での貸し借りの場合は亡くなられた場合はその時点で貸し借りの契約は終了します。農業委員会事務局からも特にこういった資料を出してくれとは求めてはいないのですけど今回提出があったので報告させていただきました。賃貸借の場合は死亡しても相続して契約期間がある限りは続きますので相続人からの合意解約が必要となります。
- 11番 制度上で言えば死んだから終わりですよと返せばよかっただけの話になる。 ここでの周知自体もいらないのでは。
- 議長 審議案件からも除外されるのでは。事務処理上でこれが報告がいるかどうか。 制度的にはいらないという理解でよろしいですか。
- 9番 報告がなかった時に耕作者が変わったっていうことを農業委員会として知る すべっていうのはあるのですかね。通常あまり影響ないですが。
- 事務局 利用権の設定の際に新しい相続人の方から出していただいてそこでわかるか というところです。
- 9番 農地パトロールとかで最近荒れているなと思ったら事務局に報告すればわかる。事務局としては貸し付けている人、借り受けている人が亡くなったというのはどのタイミングで把握するのですか。
- 11番 次の更新のときに死にましたから紙が出てこないで終わりではないですか。 経過的には死んだ段階で持ち主に戻っていて事務局的にはそろそろ期限が来 ますけどどうですかっていうのを送ったら返ってこなくて自然消滅した形に なるのか、死んだよってわざわざ知らせてくれるのか。
- 2番 契約書からしたらちゃんと知らせておかないと。次誰か何とかしてくれる人

を探すのか。

11番 耕作者がさすがに死んだよ、がわかる。ご子息さんなりが死んだのでちょっともう作れないんでお返ししますという。その人々のやり取りの世界になるのかなという気はするんですけど。

事務局 農地の所有者の方が亡くなった場合は相続の届というのがこちらの方に提出があるんですけど持たれていない方で借りている方、農地所有がなくて借りて耕作している方が亡くなられた場合というのはこちらの方に出していただく書類がないので把握が難しいかなというところです。今回のように相続人の方や土地所有者の方から解約や耕作者が亡くなられたというお話があったらわかるのですけど。それ以外こちらに何もご相談がない場合は現状を把握するのは難しいところです。

9番 貸し付けて耕作している人がいると思っていた土地でも亡くなって契約的には自動的になくなって、土地の所有者が耕作している人が亡くなっているということに気が付いて次の貸出をするまでの期間が土地が遊んでいる状態になるということですよね。契約期間が満了になれば何らかの通知が行くんだろうけど。それまでは耕作者不在ですけど所有者は耕作者はいるっていうつもりで貸し付けているつもりで宙ぶらりん状態になってしまう可能性があるんですよね。ケースとしてはあまり多くないんでしょうけど。何か方法があるんだったら考えてみたいなと。

議長 担い手センターを通じていれば貸付人が新しい耕作者を探してくれという話 はでてくるのかね。

1番 貸付人から依頼があれば。

議長 宮本委員が言っているように時間ロスができるだけ生じないにこしたことは ないんだろうけど。

1番 どうやって確認するか。誰が確認するか。

11番 確実に亡くなったっていう情報が入ってくるんだったらいいけど風の便りに 入ってくる状態だと対策打ちようがない、なかなか難しい話だと思うんです けど。 議長

耕作者の相続人が耕作者が契約していたということを知っていればやる。知ってなかった場合にはそのままなし崩しになってしまう。今回も県外の人が耕作者の相続人という話でしょうから。大島にいた方が耕作をしていたことを知っているということになればこうして耕作者死亡で事務処理はあがってくる、一番理想形とは思いますけど。制度をどうするかちょっと工夫はいるのかな。当面今のままではなかなか厳しいのかもしれないけど。

12番

今の件、私も遭遇しているんですよ。結論的には農林課に言ってから継続でいいですよということでやったんですけど。貸しているほうと借りているほうとで、耕作している方が死亡してその息子さんが継続して農業をやっているからその土地で米を作っているんですけど。今度貸している方の名義人のお母さんが亡くなった。こちらは息子さんが貸付人になっているが、契約は亡くなったお母さんでこれはどうしたらいいかということで相談を受けた。農林課に聞いたらその契約がいろいろ書いてあってどちらかが意思表示したら解約になるけど自動継続なんですよね、契約書の元が。どちらかが意思表示をしない限り昔の契約が生きている感じになって、片方が申し立てなければ意思表示が生きているからそのままでいいですよという判断になったので。相談を受けた方には借りている人から何万円か通帳に入っているという話で意思表示をしないかぎりはそのままにしてくださいと返事をしたんですけど。そういうこともあります。

議長

なかなか結論は出ないと思うけれども、少なくとも色んな案件でこういう場合が、特に高齢者が多い大島だから出てくる可能性があるから農業経営基盤強化促進法がらみの取り組みで考えるのか単純な賃貸借で考えるのか色んな場合があるだろうけど。関係法令を確認をしてもらってどういう整理をするのかをまとめてもらえないだろうか。耕作者が死亡した場合ないしは貸付者が死亡した場合、それが自動継続になっているとか色んな案件が絡んで、この場合はこうなるという明記がされているものかあればいいしなければ作らなければならない話、というのを工夫してもらわないとこの案件はちょこちょこ出てくる可能性が。

10番

自治体によっては使用貸借の場合は死亡したら終了報告書を出すというのが あるんじゃあないですか。周防大島町にはその制度がないかもしれません。 農地法で規定されているのかもしれないし、規定しているところもあるから。

議長

これは農地法がらみ農業経営基盤強化促進法がらみ色んな関係法令を踏まえてちょっと整理してください。今日結論は出ないと思うのでそういう取りまとめでご了解いただけたら。他に何かありませんか。これは報告して了承する案件ではないので了承しなくていい、この案件は。認可だから報告で。続いて、No.3 について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

はい、報告事項2、農地法第18条第6項の規定による通知(賃借の合意解約)についてNo.3申請人、貸付人周防大島町久賀●●●、借受人広島県広島市●●●、申請地大字久賀、字長見山西、地番●●●、地目畑、面積1,875㎡他一筆で合計2,272㎡です。契約内容等につきましては農地法第3条による賃借権設定です。期間は昭和53年10月2日からの使用貸借権設定です。備考につきましては耕作人変更による合意解約です。報告は以上です。

議長

ただいまの事務局の報告に、ご質問などはありませんか。

(特に質問等がなければ)

特にご質問などが無いようでしたら皆様のご了承をお願いいたします。 続いて、日程6、報告事項3、農地現況証明願による現況証明について、事 務局より説明をお願いいたします。

事務局

はい、報告事項3、農地現況証明願による現況証明について6件まとめてご報告いたします。森、日前、土居、油良、東屋代、西屋代、小松にて6件の現況確認を行い、非農地の判断をいたしました。理由は備考欄のとおりとなります。各農業委員さんにご確認いただきましたのでご報告いたします。資料は52ページから70ページをご覧ください。報告は以上です。

議長

ただいまの事務局の報告に、ご質問などはありませんか。

先ほどのストレートに関連しているのは○○さんの件だけか。少なくとも現 況証明として過去審査をしていたものがあがった案件ならばさっきのだいた いわかっていた。○○さんに関しては両方一気にでてきた。

事務局

基本的には農振に入っているがどうかというところがあるんですが。入っていれば同時に現況確認と農振除外の手続きを進めていただくというところで。今回〇〇さんの件は農振に入っていて同時に進めていただいて、現況証明も農振除外もさせていただいているというところです。

議長

○○さんに関しては先にこっちがあがってきていればわかりやすかったか。他にご質問がありましたらお願いします。

(特に質問等がなければ)

特にご質問などが無いようでしたら皆様のご了承をお願いいたします。続いて、日程7、報告事項4、許可申請取下申出書について、事務局より説明を

お願いいたします。

事務局

はい、報告事項4、許可申請取下申出書について№.1申請人、願出者、周防大島町地家室●●●、譲渡人、願出者、大阪府大阪市●●●●、申出地、大字沖家室島、字洲崎鼻、地番●●●、地目畑、面積 110 ㎡他 2 筆、合計 2,802 ㎡です。こちらにつきましては 10月の農業委員会総会でお諮りする前に取り下げの申し出がありました。理由としましては営農計画の見直しによるものです。報告は以上です。

議長

ただいまの事務局の報告に、ご質問などはありませんか。

(特に質問等がなければ)

特にご質問などが無いようでしたら皆様のご了承をお願いいたします。 続いて、諸連絡について、事務局よりお願いします。

事務局

次回総会開催日は12月7日(水)午前9時30分から 場所は、久賀庁舎3階大会議室を予定しております。議案送付は11月25日(金)までを予定しております。

議長

以上でお諮りしたい議案はすべて終了しました。では、以上をもちまして第 84回周防大島町農業委員会総会を閉会いたします。長時間の審議、ご苦労様 でした。

上記は、	令和4年11月	15 日開催の第8	4回周防大島町農	農業委員会総会の
議事録であ	る。			

令和 4 年 12 月 日	
周防大島町農業委員会会長	印
上記の議事録は、正当と認め署名いたしま	す。
議事録署名人	
周防大島町農業委員	印
周防大島町農業委員	<u> </u>